

平成28年 第12回伊仙町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成28年12月16日（金）午前9時00分～

2、開催場所 選挙管理委員会会議室

3、出席委員（14人）

会長	1番	藤島 正廣
会長職務代理者	2番	永岡 和男
委員	3番	福山 宣太
	4番	田中 秀樹
	5番	義山 太志
	6番	牧本 和英
	7番	稲村 英治
	8番	喜崎 徳吉
	9番	西 彦二
	10番	義山 原康
	11番	政岡 廣子
	12番	宮永 誠
	13番	春山 豊茂
	14番	
	15番	森 三江子
	16番	重原 明美
	17番	基山 美奈子

4. 欠席委員 4番委員、7番委員

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 5番委員・6番委員
- 第2 農地法第3条許可申請について（5件）
- 第3 農地法第5条許可申請について（2件）
- 第4 農業経営基盤強化促進事業について（3件）
- 第5 農地中間管理事業について（29件）

6. 農業委員会事務局員

事務局長	樺山明博
指導主幹兼次長	永島 均
	樺山善美

会議の概要

事務局 おはようございます。定刻になりましたので只今から平成28年第12回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。
はじめに会長のご挨拶をお願いします。

会 長 おはようございます。1年を振り返ってみまして、まあ農家にとりましてはですね、サトウキビ、まあ野菜のじゃがいも等、そして畜産、非常に価格的にも高値、えー、を推移しましてそして、特にサトウキビあたりは、今期はまあ、大変大豊作というなことであります。まあ、いい1年だったんじゃないかなと思います。また来年もこのようにですね、みなさんにとっていい1年でありますように、また祈願をしたいと思います。まあ、今日はあの一、議題がですね、農地中間管理機構等がありまして時間を要するかと思いますが、またよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

事務局 藤島会長ありがとうございます。本日は16名中14名の委員が出席しており定足数に達しましたので総会は成立いたします。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっていますので、以降の議事の進行は藤島会長をお願いします。会長よろしくお願ひします。

議 長 これより議事に入ります。えーまず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、あー議長から指名させていただく事にご異議ございませんか。

【異議なし】

議 長 それではですね、議事録署名委員ですが5番委員とですね6番委員にお願いいたします。なお本日の会議書記にですね事務局職員の樺山氏と永島氏を指名したいと思います。

以上で日程第1を終わります。

議 長 それではですね、日程第2の議案第1号「農地法3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 今月の農地法第3条許可申請は、1議案5件です。

議案第1号について、受付番号80号から受付番号84号は所有権移転に関する件です。受付番号80号については、譲受人は喜念在住で譲渡人は神戸市在住で、申請農地は大字喜念外1筆の畑で面積は1,463㎡となっています。申請事由といたしましては贈与です。次に受付番号81号については、譲受人は伊仙在住で譲渡人は古里在住で、申請農地は大字検福外1筆の畑で面積は5,801㎡となっています。申請事由といたしましては贈与です。次に受付番号82号については、譲受人は馬根在住で譲渡人は面縄在住で、申請農地は大字中山の畑で面積は1,365㎡となっています。申請事由といたしましては経営拡張です。次に受付番号83号については、譲受人は阿権在住で譲渡人は大阪市在住で、申請農地は大字阿権外の畑で面積は6,362㎡となっています。申請事由といたしましては贈与です。次に受付番号84号については、譲受人は崎原在住で譲渡人も崎原在住で、申請農地は大字崎原外14筆の畑で面積は31,701㎡となっています。申請事由といたしましては贈与です。

受付番号80号から受付番号84号までは、別添の調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 はい、農地法第3条許可申請について受付番号80号についてですね、只今の説明に関連しまして、あの一、担当委員の方からですね現地調査の結果等について、あ一、お願いしたいと思います。

11番 おはようございます。

農地法第3条許可申請80号についてご説明致します。先日12番委員と調査致しました結果、農地法第3条2項各号には抵触致しませんので、皆様方のご審議をよろしく申し上げます。なお、こちらの方は、義理のお姉さんから妹さんへの贈与になります。畑の状況と致しましては、バレイショ。そして後もうあと1筆がサトウキビとなっています。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

12番 農地法第3条許可申請80号につきましては、ただいま11番委員のご説明の通りでございますので、皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。それではですね、受付番号80号について、質疑に入りたいと思いますが、何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 異議がないという事でありますので、採決を致したいと思います。80号について賛成の方挙手をお願いしたいと思います。

【全委員挙手】

議長 はい、全員賛成という事ですね、受付番号80号については、原案のとおり決定を致します。

議長 えー、ちょっと、81号についてですね、あの一私のあれですので、議事参与の件ですが、わたしがちょっと副会長の方に進めてもらいましょう。

副会長 はい、じゃあお願いします。81号についてですが、担当者から現地の状況を説明をお願い致します。

15番 おはようございます。農地法第3条許可申請81号についてご説明致します。先日4番委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号には抵触致しませんので、皆様方のご審議よろしく申し上げます。あ、えーと、現況といたしましては、かぼちゃときびが植えられていて、ばれいしょの植えつけ途中でした。それとあの、4番委員は今日所要で来られないということでしたので、皆様よろしく申し上げます。

副会長 え、ただいま説明、担当委員から説明がありましたが、なんか、質問等ないでしょうか。

【質疑・意見なし】

副会長 それではみなさん質疑なしということで、採決を致したいと思います。81号について賛成の方、挙手をお願いします。

【全員挙手】

副会長 はい、全員賛成という事ですね、81号については原案通り決定を致しました。

議 長 はい、えーと、それではですね、3条の許可申請について、82号についてですね、えー、担当委員の方から現地調査の結果等についてお願いしたいと思いません。

16番 農地法第3条許可申請82号についてご説明いたします。先日7番委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号には抵触致しませんので、皆様方のご審議をよろしく申し上げます。本日7番委員はお休みですので、皆様方のご審議をよろしく申し上げます。作物の方は、ローズを植えております。よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。えーそれではですね、82号について、質疑に入りたいと思いません。何かご意見ございせんか。

【質疑・意見なし】

議 長 はい、異議がないという事でありますので、あー、採決をしたいと思いません、賛成の方、挙手申し上げます。

【全員挙手】

議 長 はい、82号については全員賛成という事ですね、原案のとおり決定をしたいと思いません。えー続きまして、83号についてですね、えー、現地調査結果等についてお願いしたいと思いません。

16番 はい、農地法第3条許可申請83号についてご説明いたします。先日7番委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号には抵触致しませんので、皆様方のご審議をよろしく申し上げます。畑はすべてじゃがいもの植えつけ後です。いま、植えつけられておりました。本日7番委員はお休みですので、皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは83号についてですね、質疑に入りたいと思いませんが何かご意見ございせんか。

【質疑・意見なし】

議 長 はい、異議がないという事でありますので採決をしたいと思いません。賛成の方

挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 はい、全員賛成という事ですね、83号については原案のとおり決定したいと思います。

つづきまして84号についてですね、現地調査の結果等について担当委員からお願いしたいと思います。

17番 はい、農地法第3条許可申請84号についてご説明いたします。先日6番委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号には抵触致しませんので、皆様方のご審議をよろしくお願いします。なお、畑の現況ですが、ローズ畑が6筆、キビ畑が9筆となっております。

6番 はい、84号については、ただいま17番委員のご説明のとおりでございますので、皆様方のご審議よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、84号についてですね、質疑に入りたいと思いますが何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 はい、異議がないという事でありますので、えー採決をしたいと思います。賛成の方、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成という事ですね、84号については原案のとおり決定をしたいと思います。

続きまして農地法第5条許可申請についてを議題に供したいと思います。

えー事務局より、えー説明をお願いしたいと思います。

事務局 今月の農地法第5条申請は1議案2件です。受付番号6号について説明いたします。申請人I氏は、一般住宅を建設する為です。面積については411㎡となっております。申請地は伊仙の集落内で周辺は住家が多数あり電気、水道などの設備も整っており他の畑に何ら支障ないものと思われま。

次に受付番号7号について説明いたします。申請人 K 氏は、一般住宅を建設する為です。面積については357㎡となっています。申請地は伊仙の集落内で周辺は住家が多数あり電気、水道などの設備も整っており他の畑に何ら支障ないものと思われます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 はい、それではですね、農地法第5条許可申請受付番号6号について現地調査結果等について担当委員の方からお願いしたいと思います。

3 番 はい、農地法第5条許可申請6号、7号一括して説明致します。先日4番委員と事務局と共に調査した結果、申請書の通り何の問題もなく、現状は草が生えている状況で、えー、6号と7号はあの一、隣です。しっかり境界の杭も立っていましたので、問題ないと思われます。皆様方のご審議よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。えーそれではですね、えー受付番号6号、7号について、えー質疑に入りたいと思いますが何かご意見ございませぬか。

【質疑・意見なし】

議 長 異議がないという事であります。採決をしたいと思ひます、6号、7号について賛成の方挙手お願ひします。

【全員挙手】

議 長 はい、全員賛成という事ですね、農地法5条許可申請受付番号第6号、7号についてはね・・・えー申請書のとおりですね、あの一知事の方にですね意見書を送付いたしたいと思ひます。

えー、続きまして農業経営基盤強化促進事業についてを議題に供したいと思ひます。事務局より朗読と説明をお願いしたいと思ひます。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件1議案3件です。受付番号30号から32号は地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。面積についてはお手元の資料のとおりで経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定の要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 はい、それではですね、農業経営基盤強化促進事業について、受付番号30号に

ついてですね現地調査結果等について担当委員からお願いしたいと思います。

16 番 農業経営基盤強化促進事業第30号についてご説明させていただきます。先日7番委員と共に調査した結果、境界線もしっかりしており何の問題もなく申請書のとおりでございます。現在、じゃがいもが植えつけられておりました。本日、7番委員が欠席のため、皆様方のご審議、よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。受付番号30号について質疑に入りたいと思いますが何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 あー、異議ないという事ですので採決を致したいと思います。賛成の方挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 はい、全員賛成という事ですね、30号については原案のとおり決定を致しました。・・・えー続きましてですね31号についてですね現地調査の結果等について担当委員からお願いしたいと思います。

6 番 農業経営基盤強化促進事業31号についてご説明致します。先日10番委員と調査の結果、申請書のとおりでございます。境界もしっかりしており、あの一、なんら問題はないと思いますので、皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。現況と致しましては、作物バレイショを植え付けています。

10番 31号について説明します。9番委員と先日調査した結果、なんら問題ないと思います。審議よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。31号について質疑に入りたいと思いますが何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 異議がないという事ですので採決をしたいと思います。31号について賛成の方・・・

議 長 はい、全員賛成という事ですね、31号については原案のとおり決定をいたしました。つづきまして32号についてですね担当委員の方から、あー調査結果等についてお願いしたいと思います。

13番 32号について説明いたします。先日10番委員と2人で調査したところ、申請書のとおり何ら問題はありませんので、皆様方の審議よろしくお願いしたいと思います。畑の状況と致しましては、サトウキビ畑でございます。

10番 32号について、13番委員の説明の通りです。
皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。32号について質疑に入りたいと思います。何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 はい、異議ないという事でありますので、採決をいたしたいと思います。32号について賛成の方挙手お願いします。

【全員挙手】

議 長 はい、全員賛成という事ですね、えー32号については原案のとおり決定を致しました。つづきましてですね、農業経営強化促進事業（農地中間管理事業）についてであります。事務局よりですね、朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 皆さん、おはようございます。農業経営基盤促進事業（農地中間管理事業）から賃借権を設定する届出が別紙のとおり29件ありました。先月総会時に、地権者の方から中間管理機構へ利用権を設定した44筆の農地を、29名の借借人へ利用権設定するものです。先月、中間管理機構へ預ける際に現地の確認等、皆様にしていただいているので、現況等は変更がないかと思えます。耕作地や地権者の詳細については、また、別紙のとおりでございます。44筆の農地のうち、受付番号の1号、16号、21号、26号が経営転換協力金対象農地となっておりまして、その他の地域集積協力金の対象農地となっております。以上で説明を終わります。

議 長 えー、以上で総会を終了いたします。